公　示　日　：2021 年 9 月 29 日(水)
調達管理番号：21a00724
国　　名　　：ジブチ
担 当 部 署 ：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム
調 達 件 名：ジブチ国学校運営改善アドバイザー業務

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：学校運営改善アドバイザー業務
（２）　格　　付　　：３号
（３）　業務の種類：専門家業務

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2021 年 11 月下旬から 2023 年 11 月下旬
（２）　業務人月：現地　7.5 人月、国内　1.25 人月、合計　8.75 人月
（３）　業務日数：
・2021 年度（2021 年 11 月～2022 年 3 月）: 現地業務 30 日、国内整理 5 日（渡航回数 1 回）
・2022 年度（2022 年 4 月～2023 年 3 月）:　現地業務 150 日、国内整理 10 日（渡航回数 4 回）
・2023 年度（2023 年 4 月～2023 年 10 月）: 現地業務 45 日、国内整理 10 日（渡航回数 2 回）

渡航回数：計 7 回（上限）

具体的な渡航回数・業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、11.　特記事項を参照願います。

（４）前金払の制限
本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。
　具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
　１）第１回（契約締結後）: 契約金額の２０％を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 ヵ月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

（５）部分払の設定
本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します[1]。
１）2021 年度末（2022 年 2 月頃）

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見積書提出部数：1 部
（３） 提出期限：2021 年 10 月 20 日(水)（12 時まで）
（４） 提出方法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評価結果の通知：2021 年 11 月 2 日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針 16 点
② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験 40 点
② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
③ 語学力 16 点
④ その他学位、資格等 16 点

[1] 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

（計 100 点）

類似業務経験の分野	学校運営の改善に係る各種業務
対象国／類似地域	ジブチ／アフリカ地域
語学の種類	フランス語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：黄熱

6. 業務の背景

ジブチ共和国（以下、ジブチ）は、小学校の数が 202 校（うち公立校は 152 校）で、児童数が約 6 万 9 千人（うち公立校は約 5 万 7 千人）となっている 。近年、2004-2005 年に 51.5%だった小学校の総就学率が 2019-2020 年には 94.05%まで向上するなど、教育へのアクセス面で改善が見られる 。他方、小学校 5 年生の留年率が 20%と高く 、小学校の修了率が 86%に留まる など教育の質の面で課題を抱えており、特に算数など基本的な科目を生徒が十分習得できていないことが課題である 。

同国の教育マスタープラン（2010-2019）では、教育の質向上のための６つの重点目標の一つとして、効果的・効率的な教育サービスの提供と利用のための学校運営改善を挙げている。その取り組みとして、各学校が学校改善のための計画（学校プロジェクト（Projet Ecole, PE））を策定・実施することを推進してきた。世界銀行は、上記の取組みを後押しするために、「教育制度の組織能力・管理強化プロジェクト（ACIGEF, 2012-2018）」の一環として、首都の 30 校（小学校 21 校、中学校 9 校）を対象に、策定された PE に交付金を交付することを試行した。しかし、この試行活動の評価は十分に行われておらず、交付金の交付によって学校運営が改善し子どもの学びに繋がったかどうかは定かではない 。学校運営の改善、ひいては子どもの学びの改善のためには、学校運営委員会（Comité de Gestion d’Ecole, CGE）関係者が学校の課題を分析し、対策を検討し、優先順位をつけて課題解決に取りくんでいけるように CGE の能力強化を行う必要があるという課題意識のもと、今般、コミュニティ参加型学校運営改善の知見を持つ JICA に対して、CGE の機能化のための支援が要請された。

JICA は課題別事業戦略（グローバルアジェンダ：８．教育）に基づくコミュニティ協働型教育改善クラスターの下、「コミュニティ協働型教育改善（みんな

の学校）プロジェクト」をアフリカ 8 か国で実施している。ジブチでは、小中学校建設（2003 年度）、初等・中等教員養成校建設計画（2009 年度）、初等・中等理数科教員養成研修（2014～2016 年度）、理数科教育アドバイザー派遣（2017 年度）などを実施し、同国の教育のアクセスと質の改善に貢献してきた。さらに、2018 年に「みんなの学校」プロジェクト群や、日本国内の知見と経験を伝えるために実施された本邦研修「住民参加による教育開発」に、ジブチ国から 2 名の研修員を招聘した[2]。研修員は帰国後、2018 年から 2019 年にかけ、CGE モデル強化に関するパイロット活動を自主的に実施した。JICA は同研修員の要請を受け、対象 8 校に対する CGE 設立と活動計画策定等に係る計 2 回の研修に、専門家を短期派遣した。

本案件は、上記のパイロット活動の成果や他校の学校運営の現状を調査し、機能する CGE モデルを開発・試行したうえで、全国小学校へ CGE を設置するとともに、CGE による子どもの学力改善の優良事例取りまとめ、CGE 機能化・学びの改善の優良事例普及のための提言発出を通して、ジブチの初等教育課程における CGE 機能化と子どもの学力向上に寄与するものである。

7. プロジェクトの概要

（1） カウンターパート機関
国民教育・職業訓練省 (MENFOP)

（2） 協力期間
2021 年 11 月下旬～2023 年 11 月中旬までの計 2 年間

（3） 対象地域、プロジェクトサイト、対象校
ジブチ市および全国５州（アリ・サビエ州、アルタ州、ディキル州、オボック州、タジュラ州）

（4） プロジェクト目標
全国の小学校へ CGE が設置され、CGE の機能化や CGE による学力向上のための活動の普及のための提言が取りまとめられる。

（5） 期待される成果
① 2018 年課題別研修の帰国研修員によるパイロット活動の成果、およびジブチにおける学校運営に関する現状の調査が行われ、機能する CGE モデルが開発される。
② 成果 1 にて開発された機能する CGE モデルを用いて、モデルが試行され、全国の小学校へ CGE が設置される。

[2] 当該本邦研修の概要：
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/summary/lineup2019/sector/ku57pq00002jvp0e-att/201984569_j.pdf

③ CGE による子どもの学びの改善の取り組みが支援され、優良事例が取りまとめられる。
④ CGE の機能化や、CGE による学力向上のための活動の普及に向けた提言がとりまとめられる。

8. 業務の内容

具体的業務内容は、以下を想定しているが、COVID-19 の感染拡大状況や現地の治安状況等を踏まえ、具体的な渡航回数・業務日程は提案が可能。

（1） <u>2021 年度（2021 年 11 月～2022 年 3 月）: 渡航回数 1 回</u>

【国内準備】

① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ジブチ政府作成の関連報告書、国際学力調査報告書、学術論文等を参照し、ジブチにおける現行の学校運営制度の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
② JICA 人間開発部及び JICA ジブチ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
③ ワークプラン案（和文・仏文）を JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA ジブチ事務所にもデータを送付する。

【第 1 回現地業務】

④ 現地業務開始時に、JICA ジブチ事務所、C/P 機関にワークプラン案（仏文）を提出し、業務計画の承認を得る。
⑤ C/P 機関や各州教育局、他ドナー（例: 世界銀行、USAID[3]）からジブチにおける基礎教育課程の学校運営制度に関する情報収集、ヒアリングを行い、政策及びその実施状況を把握する。
⑥ 2018 年課題別研修の帰国研修員によるパイロット活動の成果、およびジブチの小学校における学校運営の現状分析のため、ベースライン調査の準備を C/P 機関と実施する。本調査では、既存の関係者による学校運営への参加度の調査や、対象校の子どもの算数学力のサンプル調査を実施する。本調査は、2 州・各 20 校程度を想定しているが、C/P 機関と協議し、調査対象州・対象校等の決定、調査 ToR の作成を行う。
⑦ C/P 機関と現地委託先を選定し､同調査のインセプション会議を開催し、関係者と協議の上、調査方針を決定する。

[3] USAIDは、2019年2月より5年間、公立小学校の1-5年生を対象に読解力向上を目指した支援を行っている。うち1コンポーネントにおいてAPE（PTA）やCGEへの啓発を通したコミュニティの読解力向上のための活動への参加促進を行っており、本案件との情報交換が求められる。実施機関は国際NPOのFHI360。

⑧ 調査モニタリング等を通して現地委託先を監督し、同調査の質を担保する。

（２） **2022 年度（2022 年 4 月～2023 年 3 月）: 渡航回数 4 回**

【国内業務】

① 調査結果を分析・整理し「ベースライン調査報告書」（仏文・和文要約）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。併せて JICA ジブチ事務所、C/P 機関に電子データを提出し、承認を得た上で最終化する。

② 同報告書をもとに、機能する学校運営モデルのドラフトを行う。

【第 2 回現地業務】

③ 機能する学校運営モデルのドラフトを C/P 機関と精査する。精査したドラフトを国民教育・職業訓練省の関係機関、他の関係者とワークショップ等を通して共有し、関係者のモデルづくりへの参加を促しつつドラフトを最終化する。

④ 最終化されたドラフトモデルをもとに、C/P 機関とパイロット活動の実施方針を協議・決定する。パイロット活動は、2021/22 学年度中に、2 州、各 5 校程度を対象に実施することを想定している。

⑤ 実施方針に基づき、パイロット活動の一環として、学校運営に携わる各種組織の機能強化に関する研修を実施する。

【国内業務】

⑥ 活動報告会を開催し、第 2 回現地業務の活動概要を JICA 人間開発部に報告する。

【第 3 回現地業務】

⑦ 上記⑤の研修を受けたパイロット活動の対象校を C/P 機関とモニタリングし、活動の成果をまとめる。

【国内業務】

⑧ 「パイロット活動報告書」（仏文・和文要約）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。併せて、JICA ジブチ事務所、C/P 機関に電子データを提出し、承認を得た上で最終化する。

【第 4 回現地業務】

⑨ パイロット活動の結果・教訓を踏まえ、全国の小学校への CGE 設置の実施方針を C/P 機関と協議・決定する。2022/23 学年度中に、ジブチ市および全国 5 州の公立小学校 152 校を対象にすることを想定している。

⑩ 実施方針に基づき、対象校に対してパイロット活動を踏まえて改訂した研修を実施する。加えて、CGE による子どもの学びの改善の活動を促進するための研修を行う。対象州・対象校は C/P 機関と協議し、決定をす

る。

【国内業務】

⑪ 「全国小学校への CGE 設置研修および CGE による子どもの学びの改善活動促進研修実施に係る報告書」（仏文・和文要約）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。併せて、JICA ジブチ事務所、C/P 機関に電子データを提出し、承認を得た上で最終化する。

【第 5 回現地業務】

⑫ 上記⑨の研修を受けた小学校を C/P 機関と、CGE の機能度や CGE による学びの改善のための活動状況をモニタリングし、関係者への技術的な支援を行う。

（３）2023 年度（2023 年 4 月～2023 年 11 月）：渡航回数 2 回

【国内業務】

① 学校運営の現状や CGE による子どもの学びの改善の活動の実施状況をベースライン調査時と比較して調査するため、エンドライン調査の事前準備（ToR 案の作成等）を行う。

【第 6 回現地業務】

② エンドライン調査の準備を C/P 機関と実施する。本調査では、ベースライン調査と同様に、対象校の子どもの算数学力のサンプル調査も実施する。エンドライン調査は 2 州・各 20 校程度対象に実施することを想定しているが、C/P 機関と協議し、調査対象州や対象校の決定及び調査 ToR の作成を行う。

③ C/P 機関と現地委託先を選定し、関係者と協議の上、調査方針を決定する。

④ 調査モニタリング等を通して現地委託先を監督し、同調査の質を担保する。

【国内業務】

⑤ 調査結果を分析・整理し「エンドライン調査報告書」（仏文・和文要約）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。併せて、JICA ジブチ事務所、C/P 機関に電子データを提出し、承認を得た上で最終化する。

【第 7 回現地業務】

⑥ C/P 機関と CGE 機能化と CGE による学びの改善の優良事例の普及のための提言ドラフトを「CGE 機能化・学びの改善の優良事例普及のための提言」（仏文・和文要約）として JICA 人間開発部、JICA ジブチ事務所、C/P 機関に提出、共有する。国民教育・職業訓練省の関係機関や他の関係者とワークショップを開催するなど、関係者の意見を集約したう

えで提言を最終化する。

⑦ 最終化した提言が国民教育・職業訓練省に発出されるよう C/P 機関を支援する。

【国内業務】

⑧ 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

⑨ 専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する

9. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁はいずれも簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

（１） 業務ワークプラン（和文・仏文）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。提出部数は和文・仏文各３部（JICA 人間開発部、JICA ジブチ事務所、C/P 機関へ各 1 部）。

（２）「ベースライン調査報告書」（仏文・和文要約）

ジブチの学校運営制度の現状分析のための調査の結果を関係者と共有するために作成。提出部数は仏文・和文要約各 3 部（JICA 人間開発部、JICA ジブチ事務所、C/P 機関へ各 1 部）。

（３） 「パイロット活動報告書」（仏文・和文要約）

パイロット活動の概要と成果、教訓をまとめ関係者と共有するために作成。提出部数は仏文・和文要約各 3 部（JICA 人間開発部、JICA ジブチ事務所、C/P 機関へ各 1 部）。

（４） 「全国小学校への CGE 設置研修および CGE による子どもの学びの改善活動促進研修実施に係る報告書」（仏文・和文要約）

全国小学校への CGE 設置研修や、CGE による子どもの学びの改善の活動を促進するための研修の実施結果をまとめ関係者と共有するために作成。提出部数は仏文・和文要約各 3 部（JICA 人間開発部、JICA ジブチ事務所、C/P 機関へ各 1 部）。

（５） 「エンドライン調査報告書」（仏文・和文要約）

パイロット活動後の対象校の学校運営の現状をベースライン調査時と比較してまとめ、関係者と共有するために作成。提出部数は仏文・和文要約各 3 部（JICA 人間開発部、JICA ジブチ事務所、C/P 機関へ各 1 部）。

（６） 「CGE 機能化・学びの改善の優良事例普及のための提言」（仏文・和文要約）」

ジブチの CGE 機能化と、CGE による子どもの学びの改善のための優良事例普及のための提言をまとめ、関係者と共有するために作成。提出部数

は仏文・和文要約各 3 部（JICA 人間開発部、JICA ジブチ事務所、C/P 機関へ各 1 部）。

（７）専門家業務完了報告書（和文３部）

2023 年 11 月 3 日(金)までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 人間開発部及び JICA ジブチ事務所に提出し、報告する。また上記（２）～（６）の報告書の電子データ及び報告書の元情報のデータセット（データ・クリーニング済）も参考資料とて添付する。

10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドーハ⇒ジブチ⇒ドーハ⇒日本を標準とします。

（２） 一般業務費

以下に記載の一般業務費については、JICA ジブチ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- 現地傭人費（現地アシスタント）
- 消耗品（研修用文具等含む）
- 旅費・交通費（業務従事者の域内出張費及びレンタカー代）
- 通信・運搬費（業務従事者、現地アシスタント用携帯電話通話・データ通信費）
- 資料作成費
- 研修、セミナー開催費
- ローカルコンサルタント等調査委託費

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

11. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

７．業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。ジブチ入国時の自己隔離措置はありません（今後、変更の可能性あり）。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は２．契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、本コンサルタントと現地アシスタント１名（通訳、事務作業等補佐）となります。

③ 便宜供与内容

ア） 空港送迎：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ） 宿舎手配：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ） 車両借上げ：プロジェクト事務所への通勤、及びジブチ市からの移動のためのレンタカー代を支給する。

エ） 通訳傭上：現地アシスタント（通訳、事務作業等補佐）を傭上する。

オ） 現地日程のアレンジ：第１次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ） 執務スペースの提供：国民教育・職業訓練省内における執務スペース提供

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料は記載の URL を参照願います。

- コミュニティ協働型教育改善（みんなの学校）プロジェクト: https://www.jica.go.jp/topics/2021/20210428_01.html
- 基礎教育強化計画（小中学校建設：2003 年度）: https://www.jica.go.jp/oda/project/0308000/index.html
- 初等・中等教員養成校建設計画（2009 年度）: https://www.jica.go.jp/oda/project/0961650/index.html
- 本邦研修「住民参加による教育開発」（2018～2020 年度）: https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/summary/lineup2019/sector/ku57pq00002jvp0e-att/201984569_j.pdf

② 本業務に関する以下の資料は当 JICA 人間開発部基礎教育グループ（担当: 村松、Email: Muramatsu.Ryosuke@jica.go.jp）にて配布します。

- ジブチ国教育マスタープラン（2010-2019）

・　世界銀行「教育制度の組織能力・管理強化プロジェクト（ACIGEF, 2012-2018）」完了報告書

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

・　提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

・　提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）　プレゼンテーションの実施

本案件の評価に当っては、プレゼンテーションは実施しません。

（４）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ジブチ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定す

る約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上